

# 民の視点を取り込み，広島港の拠点性向上を図ります 広島港における港湾運営会社の指定について

国際拠点港湾である広島港出島地区・海田地区コンテナターミナルにおいて，株式会社ひろしま港湾管理センターを港湾運営会社に指定することについて，国土交通大臣の同意が得られたため，平成 29 年 2 月 2 日付けで指定し，平成 29 年 4 月 1 日から運営を開始します。

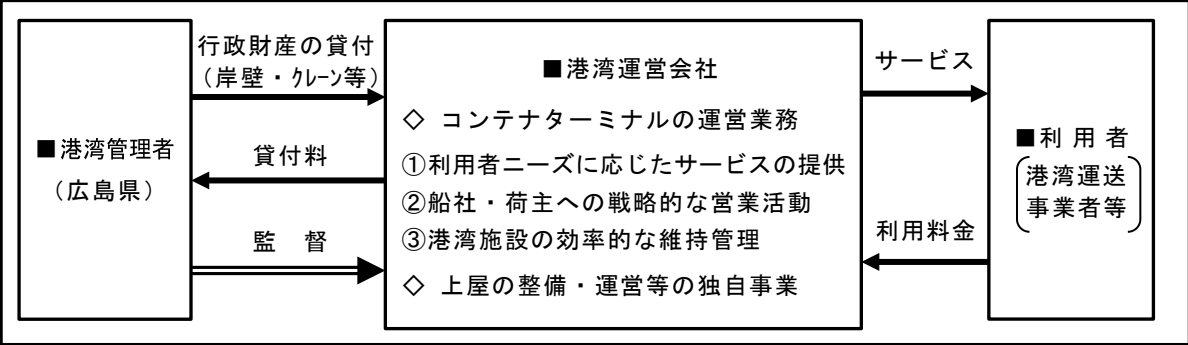
この港湾運営会社制度では，港湾運営会社が港湾施設を長期的・一体的に借り受け，利用料金を自ら設定し，港湾運営を行うこととなります。この制度導入により，港湾運営会社が民間の経営手法を活かした運営の効率化やきめの細かい営業活動で得られた収益を原資とし，利用料金の値下げやインセンティブのための投資を行うことで，航路拡充や貨物量の増加が期待できます。

県では，今回の取り組みなどを通じて，広島港の拠点性向上に取り組んでいきたいと考えています。

### 1 港湾運営会社の概要

- 名称 株式会社ひろしま港湾管理センター
- 所在地 広島市南区宇品海岸一丁目 13 番 13 号
- 設立 平成 2 年 4 月 2 日
- 代表者 代表取締役 松本 幸之
- 資本金 10 億円

### 2 港湾運営会社制度の概要



### 3 港湾運営会社の運営範囲



## 【参考】

### 1 これまでの経緯及び今後の予定

- ・平成 22 年 11 月 22 日 港湾運営会社制度の対象を国際拠点港湾まで拡大するよう、全国都道府県知事会議において広島県から要望
- ・平成 23 年 12 月 15 日 港湾法改正（国際戦略港湾及び国際拠点港湾を対象として港湾運営会社制度創設）
- ・平成 28 年 8 月 18 日 株式会社ひろしま港湾管理センターが港湾運営会社指定申請
- ・平成 28 年 9 月 30 日 広島県広島港地方港湾審議会の港湾運営会社選定審査部会で申請書の審査
- ・平成 28 年 11 月 4 日 国土交通大臣に指定同意協議
- ・平成 29 年 1 月 17 日 国土交通大臣による指定同意
- ・平成 29 年 2 月 2 日 港湾管理者（広島県）による港湾運営会社の指定及び公示
- ・平成 29 年 4 月 1 日 港湾運営会社による運営開始

### 2 港湾運営会社制度の導入状況

- ・国際戦略港湾（4 港／5 港）  
横浜港，川崎港，大阪港，神戸港
- ・国際拠点港湾（6 港／18 港）  
新潟港，名古屋港，四日市港，堺泉北港，水島港，博多港，広島港（H29.4 予定）

### 3 その他

#### （1）港湾管理者の監督権限

港湾管理者（広島県）は、港湾運営会社に対し、港湾法に基づく運営計画の変更認可、監督命令、指定の取消し等の権限を有する。

#### （2）議決権の保有制限

港湾運営会社は、何人も（政府、地方公共団体等を除く）総株主の議決権の 20% 以上を保有できない。